法　律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十一月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第八十号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第二号中「四十一万三千三百円」を「四十一万三千八百円」に改め、同項第三号中「五万五百円」を「五万六百円」に改める。

第十九条の七第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号イ中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改め、同号ロ中「百分の八十七・五」を「百分の九十七・五」に改め、同項第二号イ中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改め、同号ロ中「百分の四十五」を「百分の五十」に改める。

附則第十二項中「百分の一・二」を「百分の一・三五」に、「百分の一・五」を「百分の一・六五」に、「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改める。

別表第一から別表第十までを次のように改める。

別表第一　行政職俸給表（第六条関係）

イ　行政職俸給表(一)

職員の区分 ＼ 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700